

ID: 164

担当部署: みどり環境部 資源循環推進課

処分の概要	許可証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第30条		
例 規 番 号	平成13年条例第127号		
【根拠条文】 (許可証の再交付) 第30条 一般廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日